

県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票(令和2年度)

部等名 文化観光スポーツ部
課名 文化振興課

公社等名 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

No.	委託業務名	委託業務内容	契約額(千円)	随意契約の方法			随意契約の理由	再委託の有無	再委託の理由	県の担当課
				1者随契	相見積	フローザル				
1	文化観光戦略推進事業・広報用映像作成及び多言語字幕作成事業委託業務	・組踊2公演(「執心鐘入」、「二童敵討」)の広報用映像作成 ・組踊5公演(「執心鐘入」、「二童敵討」、「銘苺子」、「女物狂」、「孝行の巻」)について、英語、中国語(繁体)、中国語(簡体)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の翻訳字幕を作成	10,757	○			(1) 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団は、国立劇場おきなわの施設において組踊等沖縄伝統芸能の公開等を行い、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的とした公益的な性質を有する団体である。 (2) 国立劇場おきなわはこれまで15年以上にわたり組踊を上演してきた実績があり、当該上映においてイヤホンガイドを用いた公演を行うなど実績が豊富であり、県内最高峰の劇場でそのノウハウも有している。 (3) 多言語字幕の作成には、外国語の翻訳の元となる台本(日本語)を作成する必要があるが、組踊自体はしまくとぅばで行われており、日本語台本の作成に当たっては単なる直訳では無く、翻訳のポイント、詩章(セリフ)の切り替えのタイミング等が重要になる。当該委託事業においては各言語への翻訳のベースとなる日本語台本の作成が最も重要な作業となっており、委託事業における主たる業務となる。 (4) また、広報用映像においても、上記で作成した字幕を付けることとなっており、映像と連動した詩章(セリフ)の切り替えのタイミング等、監修には高いクオリティが必要とされる。 以上のことから、本事業を効果的に履行できるのは本財団のみである。	○	映像収録作業は当財団の自主公演においても外部に委託しており、組踊の撮影に精通している事業者へ委託する必要があるため。 多言語への翻訳作業については、組踊等沖縄伝統芸能に関する翻訳業務の実績がある事業者へ委託する必要があるため。	文化振興課
2										
3										
合計			10,757	1	0	0		1		

県との委託契約の件数
(随意契約含む。)

1件